

成年後見登記に関する申請を オンラインでされる方へ(お願い)

オンラインで成年後見登記の申請又は各種証明書の申請をされる場合には、本人確認の必要から、電子証明書を添付していただくことになっています。

当課における本人確認は、電子署名情報の「住所」及び「氏名」の両方を登記情報と照合することにより行っています。

このような理由から、**住所情報の確認ができない電子証明書(注)**、又は**登記された住所と住所情報が相違する電子証明書**を添付していただいた場合は、本人確認ができないものとして、申請を却下することになります。

申請が却下された場合、電子納付いただいた手数料についても、あらためて償還請求等をしていただく必要があります、申請された方にお手数をおかけすることになります。

したがって、オンラインで成年後見登記の申請又は各種証明書の申請をされる際は、必ず、**添付する電子証明書の「住所情報」をご確認の上**、申請をしていただけますようお願いいたします。

(注)例えば、「司法書士電子証明書」は住所情報の確認ができないため利用することはできません。使用可能な電子証明書は、法務省民事局のホームページでご確認ください。

([http://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00018.html#\(3\)](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00018.html#(3)) 利用可能な電子証明書)

([http://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00020.html#\(3\)](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00020.html#(3)) 利用可能な電子証明書)

上記に関する御質問等がありましたら、東京法務局民事行政部後見登録課までご連絡願います。

東京法務局民事行政部後見登録課
電話 03-5213-1360